

食安発0217第3号
平成26年2月17日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

対メキシコ輸出牛肉等の取扱いについて

標記について、メキシコ農畜水産漁業安全総局と協議の結果、別添のとおり「対メキシコ輸出牛肉等の取扱要領」を定めることとしました。

今後、牛肉等をメキシコへ輸出する場合には、都道府県等が発行する衛生証明書を添付することが必要となることから、輸出者からの申し出があった場合には、その対応について特段の御配慮をお願いします。

なお、新規施設の認定手続については、現在農林水産省と連携してメキシコ側と協議中であることを申し添えます。